

半島振興法の一部を改正する法律案(概要)

現行半島振興法に規定されている主な事項

改正事項

「」内の条文は一部要約したもの

1. 法の目的

基本理念

国・都道府県の責務

2. 半島振興対策実施地域の指定

基本方針

3. 半島振興計画

「都道府県は半島振興計画を作成しなければならない。この場合、あらかじめ、主務大臣の同意を得なければならない。」
基本的な方針のほか、交通、通信、産業、雇用、生活環境、医療、介護、福祉、教育、再エネ、防災等について記載

4. 半島振興対策実施地域に対する配慮規定

① 交通・通信に関する事項 【半島循環道路等の整備】

【小型航空機用飛行場等の整備】

【地域公共交通の活性化等】
・地域公共交通の活性化・再生について適切な配慮

【情報通信】
・高度情報通信ネットワーク等の充実について適切な配慮

② 産業基盤の整備等に関する事項 【産業振興】

・農林水産業の生産基盤強化等について適切な配慮

【就業促進】
・雇用機会の拡充、職業能力の開発・向上施策の充実について適切な配慮

③ 生活環境の整備等に関する事項 【生活環境整備】

・住宅等、生活環境の確保のための施策について適切な配慮

【医療】
・医師の確保等の医療の充実について適切な配慮

【介護】
・介護サービス提供、従事者確保について適切な配慮

【福祉】
・高齢者福祉施設の整備について適切な配慮

④ 地域資源の活用に関する事項 【地域の文化の振興】

⑤ 交流の促進・人材の育成に関する事項 【観光振興・交流促進】

・観光振興と半島地域内外の交流促進について適切な配慮

【人材の育成】
・多様な人材の育成のための教育に関する施策充実について適切な配慮

⑥ 半島防災等に関する事項 【防災】

・防災対策の推進について適切な配慮

5. その他の措置

6. 半島振興法の法期限(令和6年度末まで)

I. 総論的事項

(1) 目的【第1条】

・半島地域の役割に自然環境保全等を追加、目的に**半島防災・地方創生を追加**

(2) 基本理念(新設)【第1条の2】

・国土強靱化や地方創生を含む、半島地域全体における振興の**基本理念を新設**

(3) 国・都道府県の責務(新設)【第1条の3】

・半島地域において、**基本理念にのっとり行う国・都道府県の責務を新設**

II. 半島振興基本方針と半島振興計画

(1) 基本方針(新設)【第2条の2】

・**国による半島振興に係る基本方針の策定を新設**

(2) 半島振興計画【第3条・第4条】

地方分権の観点から、都道府県による半島振興計画の作成義務を努力義務に改正
・配慮規定等の追加に伴う計画事項の追加(計画の達成状況の評価を含む)
・**国土強靱化基本計画、水循環基本計画との調和**

III. 半島に対する配慮規定の充実

①(1)交通の確保(項目拡充)【第12条の2】

・目的に「物資の流通確保」を、配慮事項に「交通施設の整備及び保全」を追加

(2)デジタル社会の形成に資する情報の流通の円滑化等(項目拡充)【第13条】

・目的に「地域公共交通の活性化」「物資の流通確保」「災害情報の収集・提供の円滑化」「デジタル社会の形成」を、配慮事項に「先端的な情報通信技術の活用」を追加

②(1)農林水産業その他の産業の振興等【第13条の2】

・目的に「競争力の強化」を、配慮事項に「水産動植物の生育環境の保全及び改善」を追加

(2)就業の促進【第13条の3】

・目的に就業先としての「農林水産業その他の産業」を明示、配慮に際し「情報通信技術の進展」「場所に制約されない働き方の普及」等の社会変化に留意する旨を追加

③(1)生活環境の整備【第13条の4】

・目的に「持続可能な地域社会の維持・形成」を、配慮事項に「住民生活・産業振興の拠点の形成」を加え、住宅等の整備に「空家の活用」が含まれる旨を明示

(2)医療の確保(項目拡充)【第13条の5】

・無医地区以外での医療の充実に係る規定を新設、配慮事項に「遠隔医療」を追加

(3)介護サービス・障害福祉サービス等の確保等(項目拡充)【第13条の6】

・介護サービスの配慮事項に「地域の人材の活用」「介護ロボット等の導入」を加えるとともに、新たに「障害者福祉」に係る配慮事項を追加

(4)高齢者及び児童の福祉の増進(項目拡充)【第14条】

・高齢者福祉に係る事項に加えて、新たに「児童福祉」に係る事項を追加

(5)教育の充実(新設)【第14条の2】

・配慮事項に「半島地域の特殊事情に鑑みた学校教育及び社会教育(情報通信技術の活用を含む)の充実」「生涯学習の振興」「区域以外の子どもに対する半島地域の特性を生かした教育の提供」を追加

④(1)自然環境の保全及び再生(新設)【第14条の3】

・「自然環境の保全及び再生(自然景観の保全を含む)」に係る配慮規定を新設

(2)再生可能エネルギーの利用の推進(新設)【第14条の4】

・地域資源を活用した「再生可能エネルギーの利用の推進」に係る配慮規定を新設

(3)地域文化の振興等【第15条】

・配慮規定に「地域の風土等により形成された景観地の保存及び活用」を追加

⑤(1)観光振興・交流促進【第15条の2】

・「地域特性を生かした観光地、高い国際競争力を有する観光地形成」を追加

(2)移住等の促進、人材育成、関係者間連携(拡充)【第15条の3】

・「移住・定住・二地域居住の促進」「人材育成」「関係者間における緊密な連携・協力の確保」に係る配慮規定を新設

⑥(1)半島防災の推進及び実効性の確保(項目拡充)【第15条の4】

・半島防災の観点を強調するため、目的に「国土強靱化」「孤立及び地域経済の円滑な運営の阻害防止」の観点を、配慮事項に「実効性の確保」「道路等の交通施設、水道、下水道等の施設の整備」「災害応急対策・復旧に係る体制整備」を追加

(2)感染症発生時における生活に必要な物資の確保等(新設)【第15条の5】

・感染症発生時の物資の確保・事業活動の継続に対する配慮規定を新設

(3)生産機能の整備等が低位にある集落への配慮(新設)【第15条の6】

・生産機能・生活環境の整備等が低位にある集落への支援に係る配慮規定を新設

IV. その他体制の整備等

・半島振興に携わる関係者が**協議会を設置できる規定(新設)【第15条の7】**

・施策の実施体制強化のため、内閣総理大臣を主務大臣に追加【第19条】

・施行期日、経過措置、**法施行後5年を目途に見直し等を行う旨**を改正附則に規定

V. 半島振興法の法期限の延長

・法期限の**10年間延長(令和16年度末まで)【附則第2項】**